

# 第1回

# 勝山市上下水道料金制度審議会

令和3年7月27日

勝山市 上下水道課

# 勝山市上下水道料金制度審議会の組織及び運営に関する規則

平成25年3月29日

規則第18号

## (趣旨)

第1条 この規則は、勝山市附属機関の設置に関する条例（平成25年勝山市条例第13号）に定める勝山市上下水道料金制度審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

## (組織)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者をもってこれに充てる。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体の代表
- (3) 水道、簡易水道（飲料水供給施設含む。）、公共下水道及び農業集落排水施設使用者の代表
- (4) その他市長が必要と認めた者

## (任期)

第3条 審議会の委員の任期は、諮問を受けた日から答申する日までの期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長等)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、審議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

- 第5条 審議会の会議は、市長が招集する。
- 2 審議会の会議の議長は、会長をもって充てる。
  - 3 審議会は、議長が出席し、かつ現に存在する委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
  - 4 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

#### (資料提出の要求等)

- 第6条 議長は、審議のため必要があると認めるときは、当該事項に関し識見を有する者に対し、資料の提出及び説明その他必要な協力を求めることができる。

#### (庶務)

- 第7条 審議会の庶務は、上下水道課において処理する。

#### (委任)

- 第8条 この規則に定めるものを除くほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

# 1. 勝山市の 上水道について

# 1. 水道事業の概要

## 水道事業の現状について

- ◆ 勝山市の水道事業は、昭和37年に供用開始して以来、水道施設の整備を進めている。
- ◆ 昭和51年から進めてきた簡易水道の統合事業は平成30年4月1日に薬師神谷地区簡易水道、暮見地区飲料水供給施設を上水道に統合したことで、すべての事業が完了した。



立川水源地管理センター



送水ポンプ



遠方監視設備



遠方監視設備





片瀬配水池



平泉寺配水池



法恩寺配水池



赤尾・平泉寺配水池





水道管配管



耐震管配管



# 1. 水道事業の概要

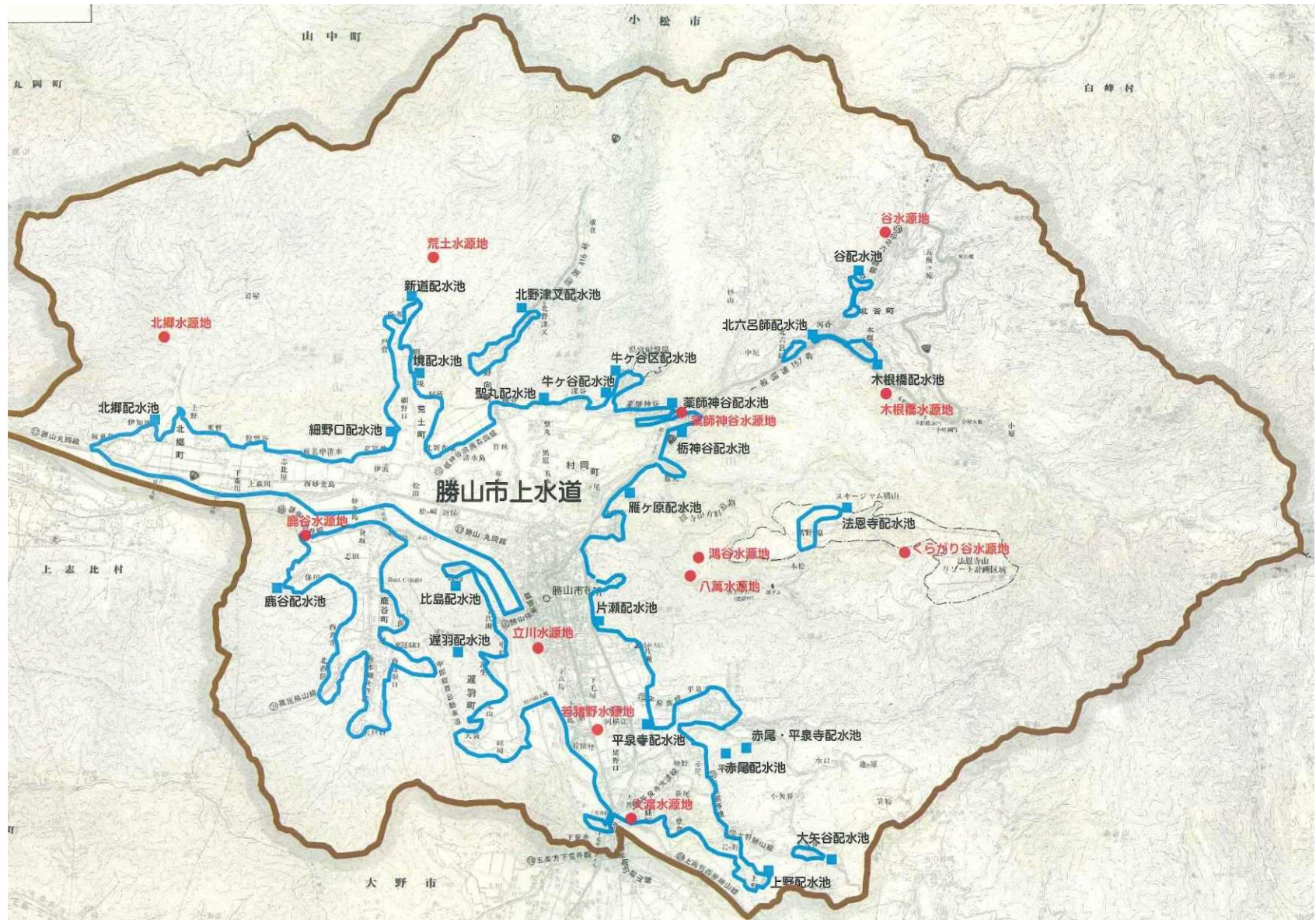
## 勝山市の給水状況(令和2年度)

年度末給水人口	21,418人
計画給水人口	23,400人
水道普及率	95.81%
給水栓数	8,035件
年間配水量	2,736,198m <sup>3</sup>
年間有収水量	2,250,827m <sup>3</sup>
有収率	82.26%

## 2. 沿革

- ・昭和34年 4月 創設事業
- ・昭和40年 料金改定(引上率50%)
- ・昭和42年 料金改定(引上率10%)
- ・昭和44年 4月 第1次・第2次拡張事業
- ・昭和45年 4月 第3次拡張事業
- ・昭和50年 4月 第4次拡張事業
- ・昭和50年 料金改定(引上率36%)
- ・昭和54年 料金改定(引上率11.1%)
- ・昭和54年10月 第4次拡張事業(変更)
- ・昭和56年 料金改定(引上率40%)
- ・昭和56年 7月 第4次拡張事業(2次変更)
- ・昭和61年 4月 第5次拡張事業
- ・昭和61年 料金改定(引上率43.8%)
- ・平成 2年 4月 第6次拡張事業
- ・平成 5年 4月 第6次拡張事業(変更)
- ・平成 9年 2月 第6次拡張事業(2次変更)
- ・平成10年 3月 第6次拡張事業(3次変更)  
栃神谷地区の拡張  
法恩寺浄水場の浄水方法を膜ろ過方式に変更
- ・平成19年 4月 第7次拡張事業  
若猪野水源の開発  
鹿谷地区簡易水道の統合拡張
- ・平成20年 4月 第7次拡張事業(変更)  
平泉寺地区簡易水道の統合拡張
- ・平成23年 4月 第8次拡張事業  
谷、北野津又、薬師、北郷地区簡易水道統合拡張  
木根橋、大矢谷、北六呂師、暮見地区飲料水供給施設  
統合拡張
- ・平成23年 料金改定(引上率6.3%)
- ・平成24年 料金改定(引上率6.3%)
- ・平成26年10月 第8次拡張事業(変更)  
北六呂師への取水地点変更
- ・平成28年3月 第8次拡張事業(2次変更)  
北郷地区の取水地点の変更及び浄水方法の変更  
紫外線処理方式
- ・平成30年4月 簡易水道統合事業完了

# 3. 水道区域図

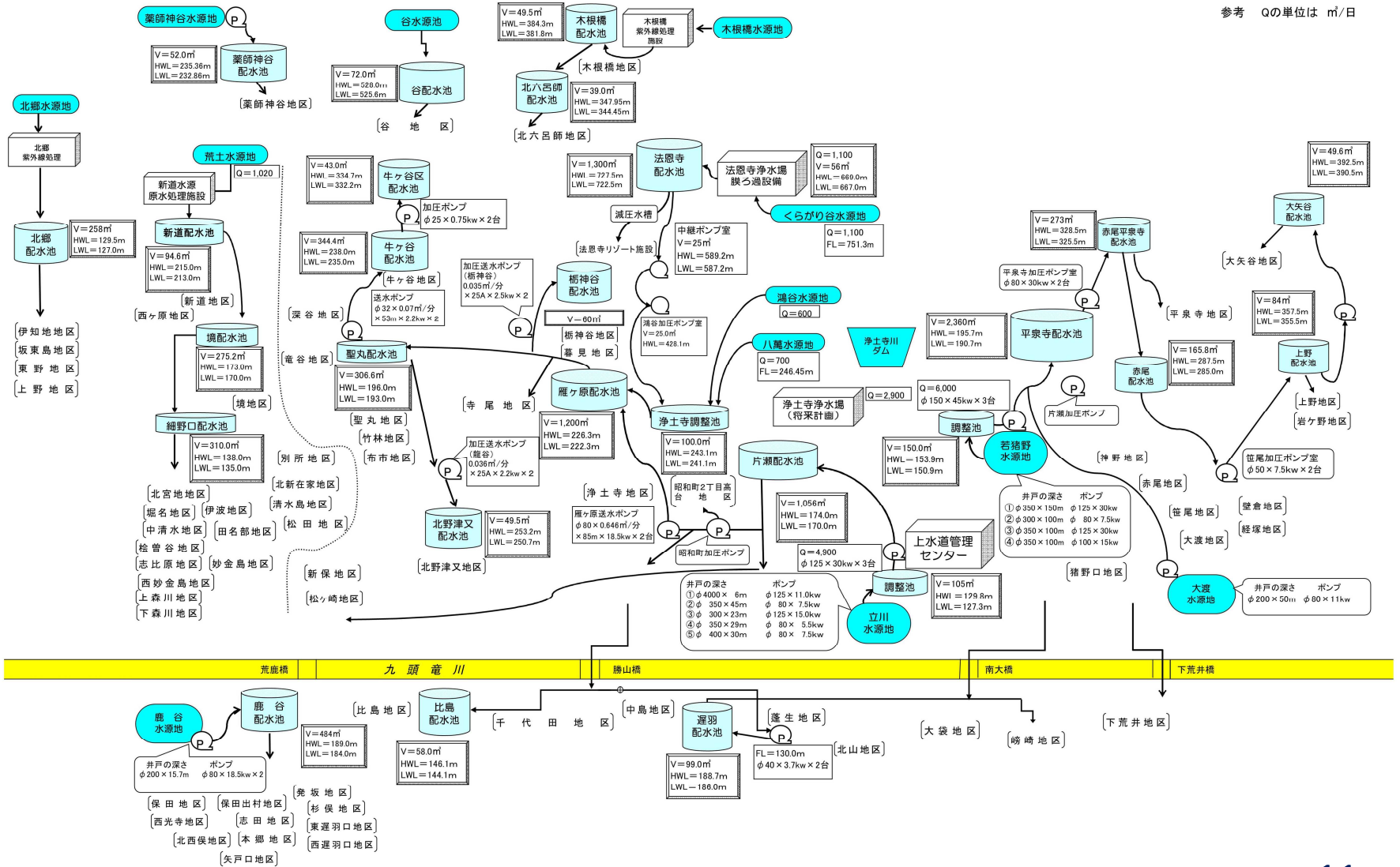




## 4. 水道施設概要図

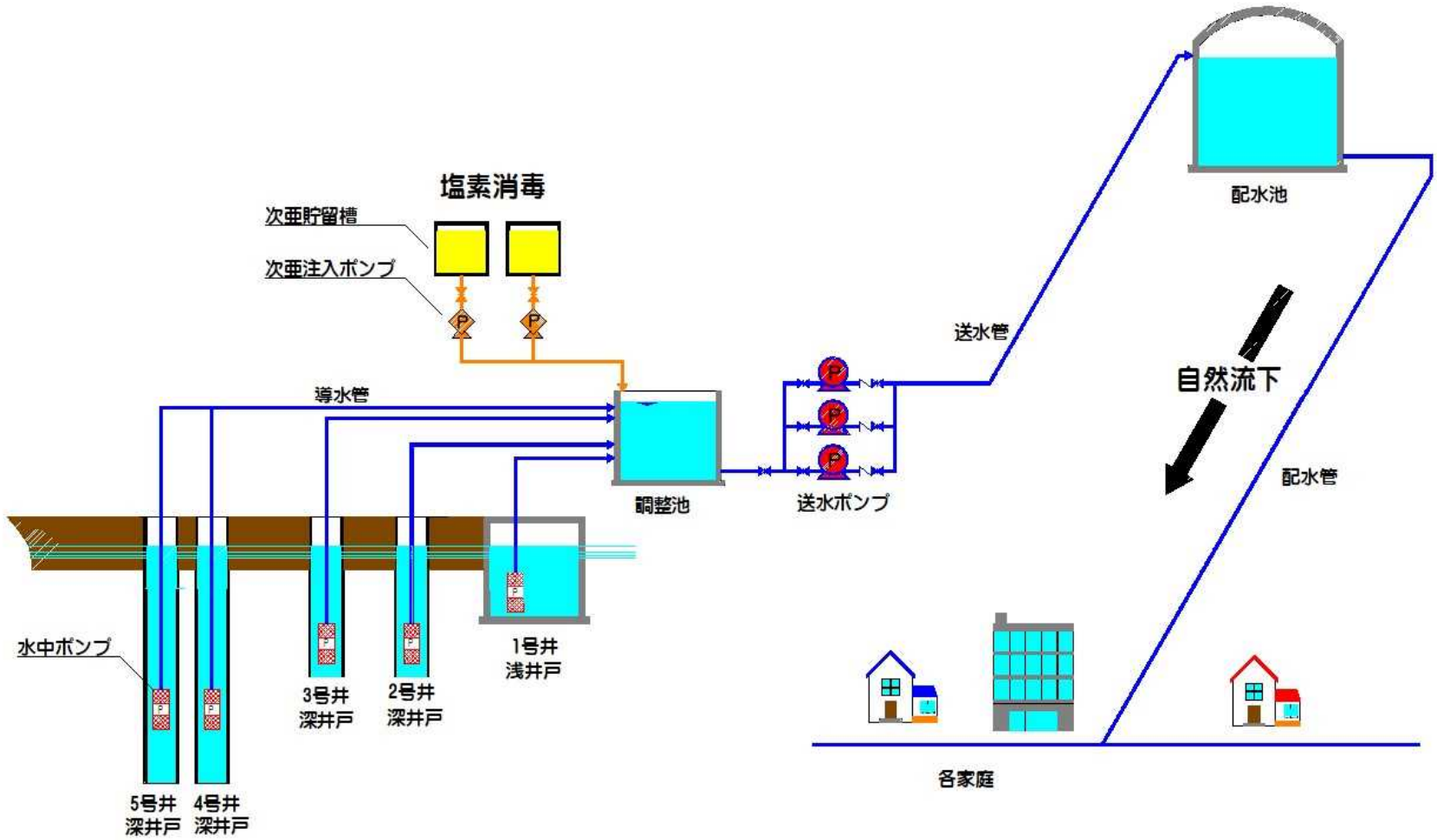
### 勝山市上水道施設概要図

参考 Qの単位は m<sup>3</sup>/日

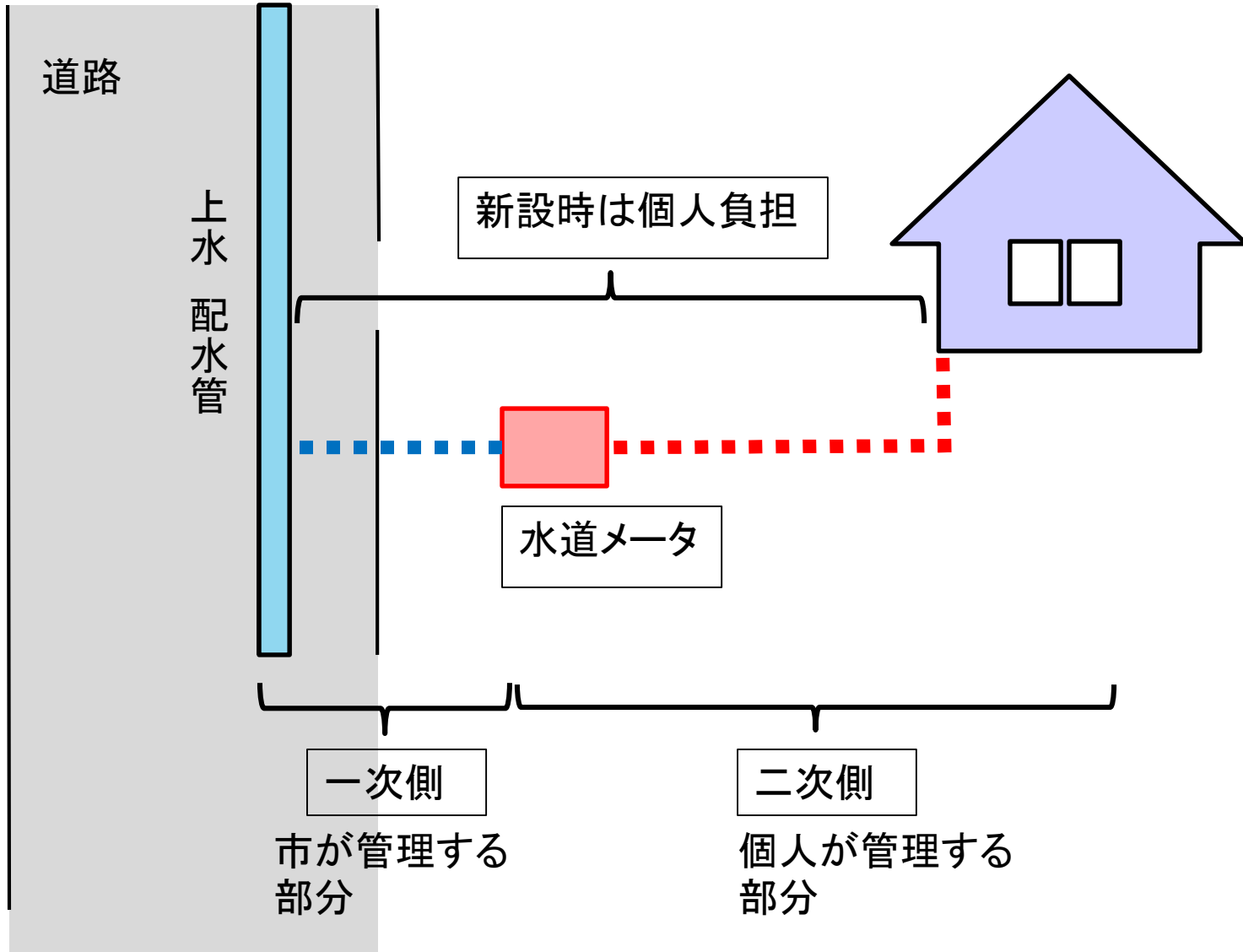




# 5. 水道のながれ



# 6. 上水道の管理範囲



## 7. 勝山市の水道料金(口径別)

メーター 口径	基本料金 (10m <sup>3</sup> まで)	超過料金(1m <sup>3</sup> につき)			
		11~30m <sup>3</sup>	31~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup> 超分
13ミリ	1,265	132	148.5	154	181.5
20ミリ	1,430				
25ミリ	1,650				
40ミリ	1,870				
50ミリ	2,640				
75ミリ	4,675				
100ミリ	7,040				

※税込

※13ミリで35m<sup>3</sup>使用の場合
$$\{1,265\text{円} + (132\text{円} \times 20\text{m}^3) + (148.5\text{円} \times 5\text{m}^3)\} = 4,647\text{円} (\text{円未満端数切捨て})$$

## 8. 水道料金改定の推移

改定年度	基本料金		超過料金(1m <sup>3</sup> につき：円)				備 考
	水量(m <sup>3</sup> )	料金(円)	11m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup>	31m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup>	51m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup> 超分	
昭和34年	10	200	25				
昭和40年	10	300	30				基本料金引上率50%
昭和42年	10	330	33				基本料金引上率10%
昭和50年	10	450	45				基本料金引上率36%
昭和54年	10	500	50		55	60	基本料金引上率11.1%
昭和56年	10	700	75		85	95	基本料金引上率40%
昭和61年	10	1,050	105		120	145	基本料金引上率50% (平均引上率43.8%)
平成23年	10	1,100	113	128	130	155	基本料金引上率4.7% (平均引上率6.3%)
平成24年	10	1,150	120	135	140	165	基本料金引上率4.5% (平均引上率6.3%)

(φ13mm、税抜)



# 9. 県内自治体の水道料金について(φ13mm、家事用)<sup>16</sup>

(円)

	8	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	200	300	600	10m <sup>3</sup>	順位	25m <sup>3</sup>	順位	100m <sup>3</sup>	順位
福井市	930+14 (mあたり)			98	115		148	192			217	1,070 (1,177)	6	1,700 (1,870)	2	12,270 (13,497)	3			
敦賀市	960+4 (mあたり)			102			114			126			1,000 (1,100)	3	1,550 (1,705)	1	9,680 (10,648)	1		
小浜市	800	110	120	130					140			1,020 (1,122)	4	2,820 (3,102)	5	12,520 (13,772)	4			
大野市	1,620 (メーター使用料 120円含む)		165	210											1,620 (1,782)	10	4,320 (4,752)	10	20,070 (22,077)	10
勝山市	1,150		120	135	140			165			1,150 (1,265)	7	2,950 (3,245)	7	13,250 (14,575)	6				
鯖江市	1,300		130		140			150			160	1,300 (1,430)	8	3,250 (3,575)	8	13,600 (14,960)	7			
あわら市	1,300		165											1,300 (1,430)	8	3,775 (4,152)	9	16,150 (17,765)	8	
越前市	840		60	185		240			260			840 (924)	1	2,365 (2,601)	3	18,440 (20,284)	9			
坂井市	900		130											900 (990)	2	2,850 (3,135)	6	12,600 (13,860)	5	
永平寺町	1,050 (メーター使用料 50円含む)		100											1,050 (1,155)	5	2,550 (2,805)	4	10,050 (11,055)	2	

※敦賀市は令和3年10月からの改定分を記載

( )書きは税込

## 10. 各市料金体系に差がある要因

- ・給水地域における地理的要因  
⇒水源の種類やその取得条件の違い など
- ・給水地域における歴史的要因  
⇒水道布設年次、水道建設費の多寡 など
- ・社会的要因  
⇒人口密度、生活様式等による需要構造の違い など
- ・外部不経済的要因  
⇒水道水源の質的悪化 など
- ・内部組織的な要因  
⇒経営の効率化 など

## 2. 勝山市の公共下水道・ 農業集落排水事業について

# 1. 下水道事業の概要

公共下水道事業 所管:国土交通省

## 1. 公共下水道

主として、市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道 (勝山市は汚水と雨水を分けて処理する分流方式を採用)

(下水道法の適用)

2. 流域下水道:原則2以上の市町村の区域における下水を排除かつ終末処理場を有するもの
3. 都市下水路:主として市街地において専ら雨水排除を目的とするもの。処理場はない。

農業集落排水事業 所管:農林水産省

## 農業集落排水事業

農業集落におけるし尿や生活雑排水等を処理する施設やそこで発生した汚泥や処理水等の循環利用を目的とした施設等の整備。

(浄化槽法の適用 ----- 工場排水は除外)

農業振興地域内の集落、おおむね20戸以上



# 公共下水道処理施設(勝山浄化センター)



## 農業集落排水処理施設



神谷地区処理場



北野津又地区処理場



勝山西部地区処理場



勝山東部地区処理場



伊知地・坂東島地区処理場



中継ポンプ



管渠布設状況



## 1. 公共下水道事業(農業集落排水事業)の概要

## 公共下水道事業の現況(令和3年3月末)

行政人口(A)		22,421人
全体計画区域内の行政人口		19,254人
処理人口(B)		19,254人
下水道普及率(B/A)		85.9%
水洗化人口(E)		17,593人
水洗化率(E/B)		91.4%
認可処理面積(C)		分流(945.0ha)
処理面積(供用面積)		818.3ha
認可処理能力(日最大)		6池 18,500m <sup>3</sup> /日
現在処理能力(日最大)		4池 13,000m <sup>3</sup> /日
流入実績(日平均水処理量)		8,293m <sup>3</sup> /日
汚水管	認可延長	269,385m
	整備延長	238,798m
	残延長	30,587m
中継ポンプ		52箇所
全体事業費		29,303,057千円

# 1. 公共下水道事業(農業集落排水事業)の概要

## 公共下水道事業の現況(令和3年3月末)

世帯数	人口	整備世帯	整備人口	供用世帯	供用人口	水洗化戸数	水洗化人口	水洗化率(戸数)	水洗化率(人口)
7,942戸	22,421人	6,815戸	19,254人	6,815戸	19,254人	6,145戸	17,593人	90.2%	91.4%

## 1. 公共下水道事業(農業集落排水事業)の概要

## 農業集落排水事業の現況 (令和3年3月末)

地区名	受益面積	計画人口 (A)	人口 (B)	整備人口 (C)	整備率 D=C/B	水洗化人口 (E)	水洗化率 (F)=E/C	備考
神谷地区	10ha	260人	142人	142人	100.0%	142人	100.0%	計画日平均汚水量 70m <sup>3</sup> /日 計画日最大汚水量 86m <sup>3</sup> /日
北野津又地区	9ha	210人	119人	119人	100.0%	119人	100.0%	計画日平均汚水量 57m <sup>3</sup> /日 計画日最大汚水量 69m <sup>3</sup> /日
勝山西部地区	70ha	1,650人	1,008人	1,008人	100.0%	839人	83.2%	計画日平均汚水量 446m <sup>3</sup> /日 計画日最大汚水量 545m <sup>3</sup> /日
勝山東部地区	44ha	1,230人	675人	675人	100.0%	598人	88.6%	計画日平均汚水量 333m <sup>3</sup> /日 計画日最大汚水量 397m <sup>3</sup> /日
伊知地 坂東島地区	31ha	870人	727人	727人	100.0%	501人	68.9%	計画日平均汚水量 230m <sup>3</sup> /日 計画日最大汚水量 255m <sup>3</sup> /日
合計	164ha	4,220人	2,671人	2,671人	100.0%	2,199人	82.3%	

## 2. 沿 革(公共下水道事業)

- ・昭和52年 2月 事業認可 市街地内の229haで事業着手
- ・昭和56年 6月 変更事業認可 275ha
- ・昭和56年 7月 勝山浄化センター建設着手 日本下水道事業団委託
- ・昭和57年10月 勝山市下水道条例及び勝山都市計画下水道受益者負担に関する条例の制定
- ・昭和60年 6月 変更事業認可 422ha
- ・昭和60年 6月 勝山浄化センター供用開始  
処理能力 6,500m<sup>3</sup>/日
- ・昭和63年 5月 勝山市公共下水道基本計画の変更  
用途地域内と既存集落及びリゾート区域 885ha
- ・平成 元年 5月 変更事業認可 885ha
- ・平成 5年 7月 勝山浄化センター処理能力増設  
9,750m<sup>3</sup>/日
- ・平成 9年12月 勝山市公共下水道基本計画の変更  
長尾山公園追加 970ha
- ・平成 9年12月 変更事業認可 885ha  
長尾山公園を認可区域について
- ・平成10年10月 下水道使用料値上げ(11%)
- ・平成12年 7月 勝山浄化センター処理能力増設  
13,000m<sup>3</sup>/日
- ・平成15年 3月 勝山市公共下水道基本計画の変更  
計画目標年次(H27)及び既存集落の見直し 970ha
- ・平成16年 5月 変更事業認可 970ha  
既存集落の一部追加
- ・平成16年 7月 勝山浄化センター増設及び改築工事着手  
機械濃縮設備(H16~18)、第1期改築更新(H16~20)
- ・平成21年 3月 変更事業認可 970ha  
計画処理人口 22,000人  
計画汚水量18,412m<sup>3</sup>/日、計画処理能力18,500m<sup>3</sup>/日
- ・平成21年 4月 勝山浄化センター包括的民間委託開始
- ・平成21年 6月 勝山浄化センター改築工事着手  
第2期改築更新(H21~24)
- ・平成22年 4月 下水道使用料値上げ(平均12.5%)
- ・平成23年 3月 下水道使用料減免実施要綱改正
- ・平成24年 4月 三谷川河川整備事業着手
- ・平成25年 6月 勝山浄化センター改築工事着手  
第3期改築更新(H25~28)
- ・平成25年 7月 変更事業認可  
排水区域 汚水 945ha 雨水 441ha
- ・平成30年 7月 勝山浄化センター改築工事着手  
第4期改築更新(H30~R2)
- ・平成30年11月 変更事業認可  
計画期間の延長(R1年度まで→R4年度までに延長)

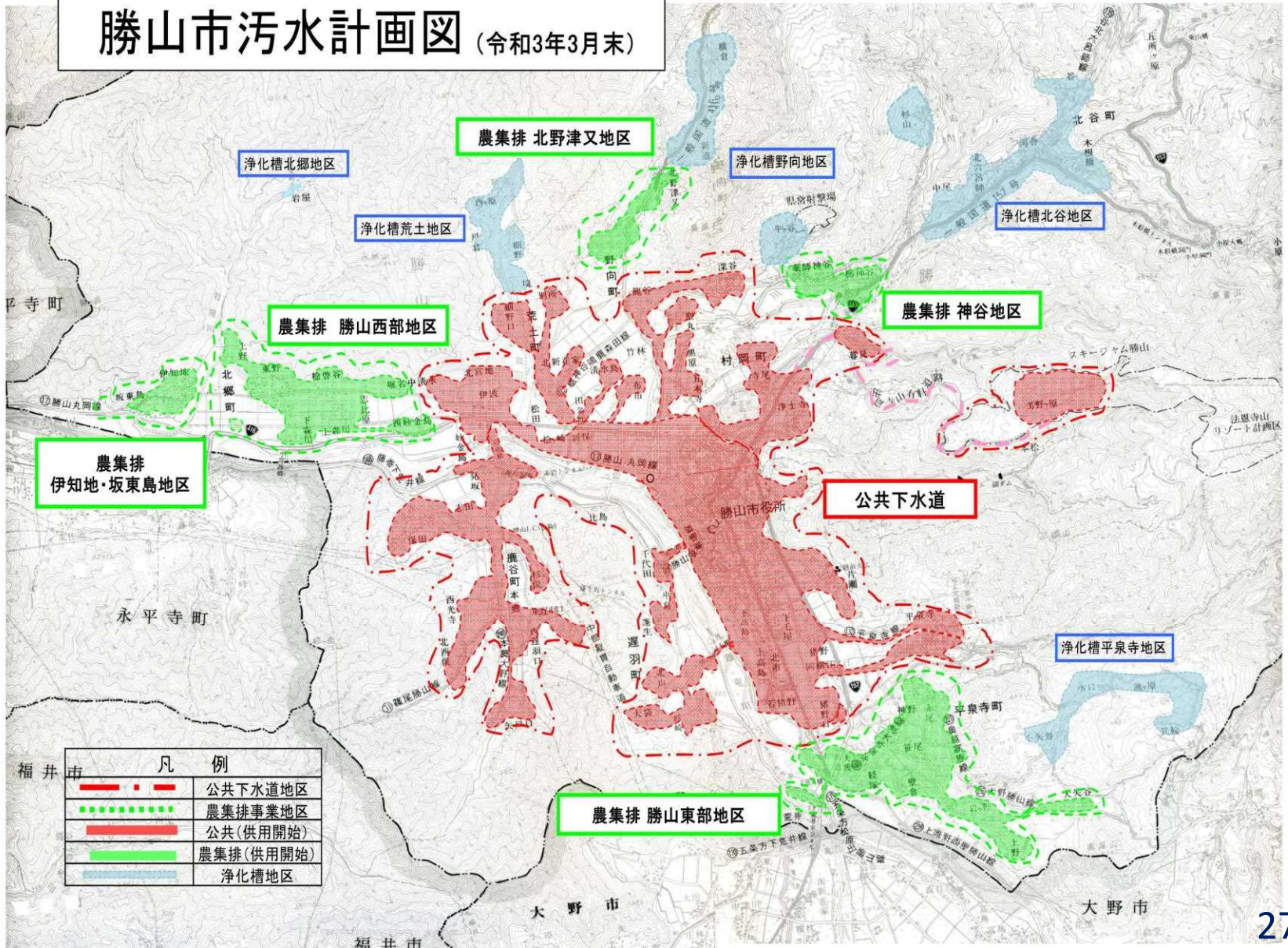


## 2. 沿 革(農業集落排水事業)

- ・平成 3年 2月 勝山市農業集落排水事業整備基本計画の策定
- ・平成 5年 4月 神谷地区事業採択 2集落(柝神谷、薬師神谷) 260人
- ・平成 5年12月 勝山市農業集落排水事業分担金徴収条例及び勝山市農業集落排水事業基金条例の制定
- ・平成 7年 4月 北野津又地区事業採択 1集落(北野津又) 210人
- ・平成 8年12月 勝山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の制定
- ・平成 9年 3月 神谷地区農業集落排水処理施設供用開始
- ・平成 9年 4月 勝山西部地区事業採択 9集落(東野、下森川、上森川、志比原、新町、檜曾谷、上野、西妙金島、中清水) 1, 650人
- ・平成10年10月 農業集落排水処理施設使用料値上げ(11%)
- ・平成11年 3月 北野津又地区農業集落排水処理施設供用開始
- ・平成13年 4月 勝山東部地区事業採択 10集落(赤尾、笹尾、経塚、大渡、壁倉、岩ヶ野、笹尾、大矢谷、平泉寺町上野、下荒井) 1, 230人
- ・平成15年 3月 勝山西部地区一部供用開始 (東野、下森川、上森川、志比原、新町 供用開始)
- ・平成17年 3月 勝山西部地区一部供用開始 (檜曾谷、上野 供用開始)
- ・平成18年 3月 勝山西部地区全体供用開始 (西妙金島、中清水 供用開始)
- ・平成19年 3月 ・伊知地・坂東島地区事業採択2集落(伊知地、坂東島) 870人  
・勝山東部地区一部供用開始 (赤尾、笹尾、経塚、大渡、壁倉、岩ヶ野 供用開始)
- ・平成21年 3月 勝山東部地区全体供用開始(笹尾、大矢谷、平泉寺町上野、下荒井 供用開始)
- ・平成22年 4月 農業集落排水処理施設使用料値上げ(平均12.5%)
- ・平成23年 3月 伊知地・坂東島地区一部供用開始 (伊知地、坂東島の一部)
- ・平成24年 3月 伊知地・坂東島地区全体供用開始 (伊知地、坂東島)

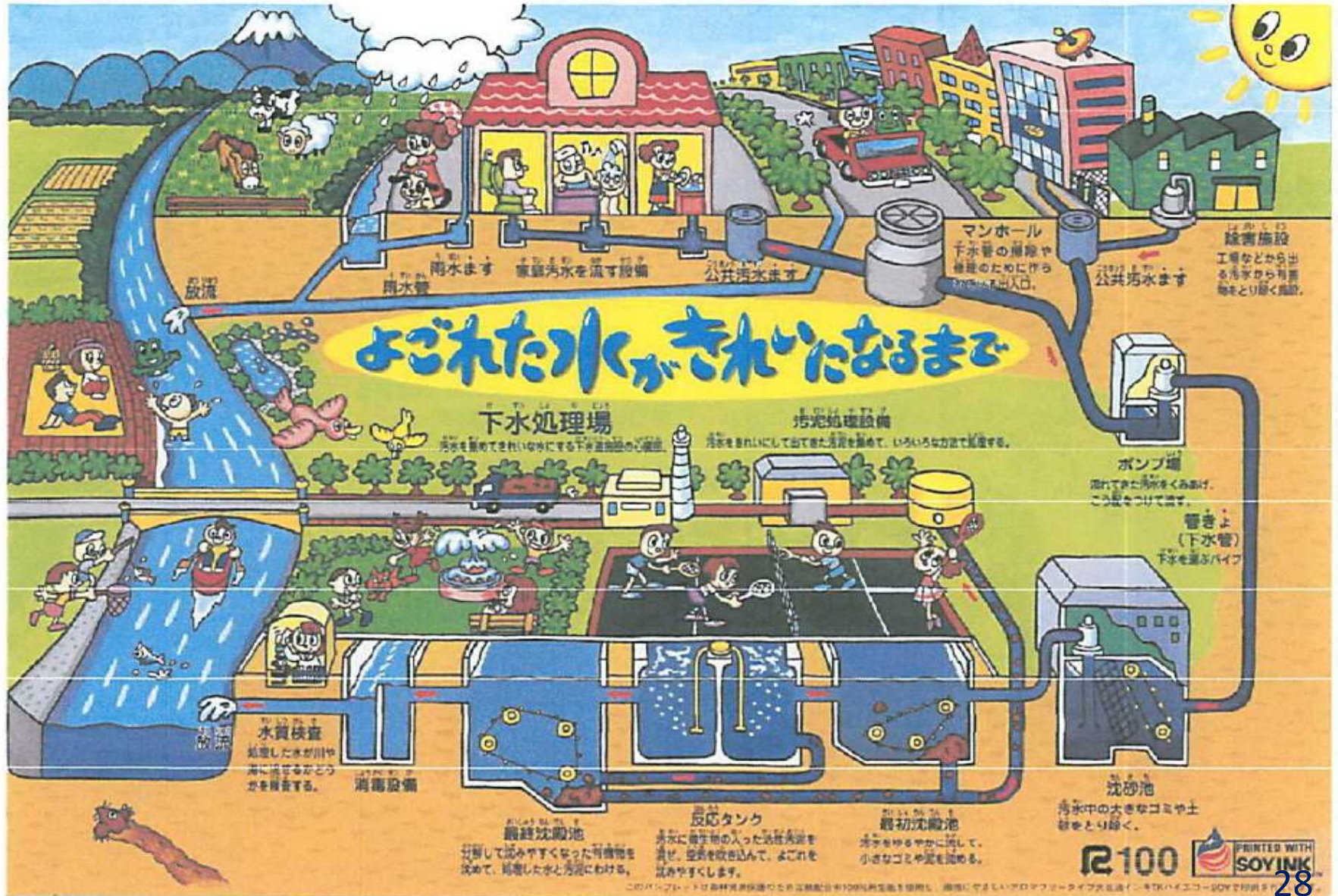
# 3. 污水計画図

勝山市污水計画図 (令和3年3月末)



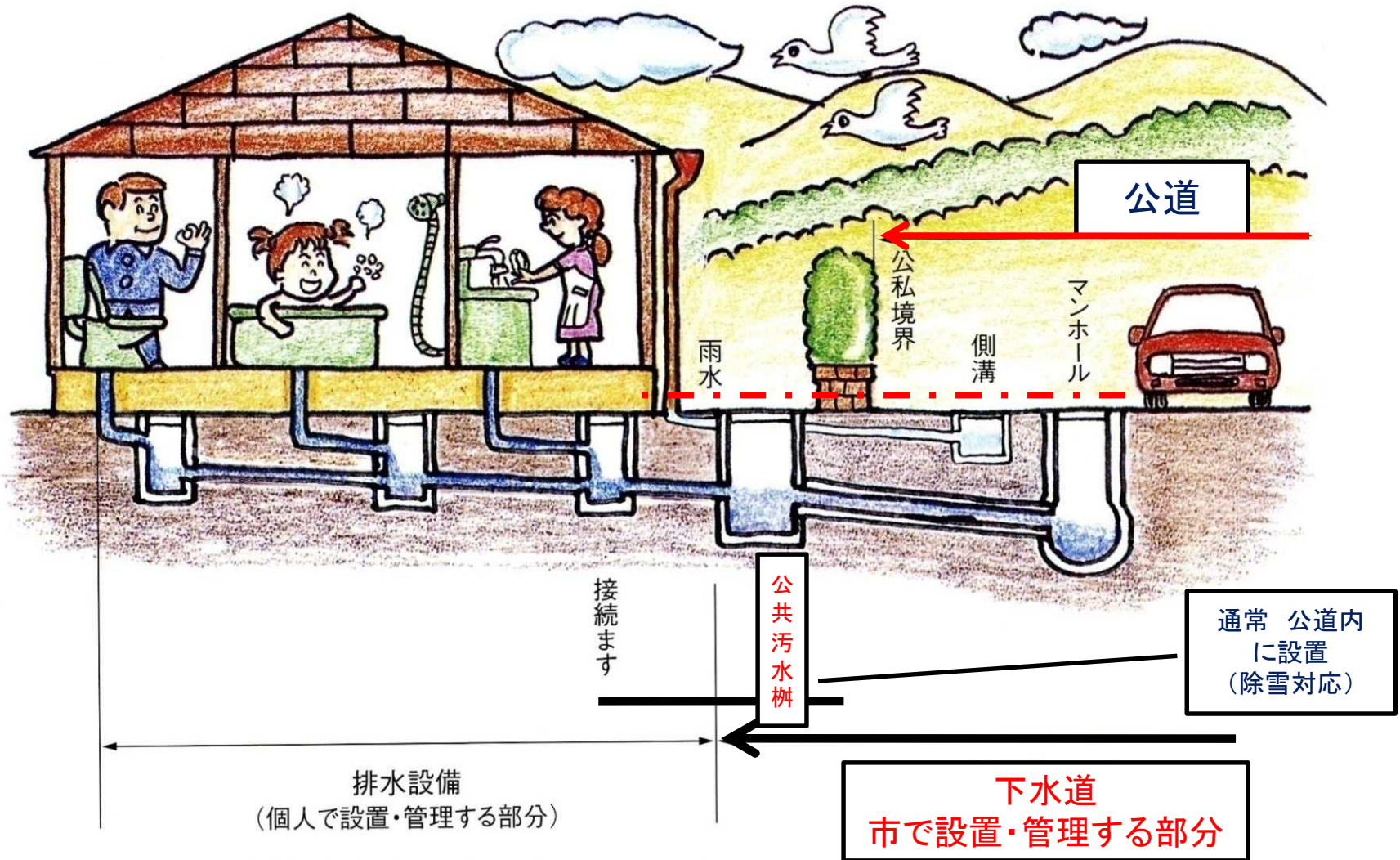


# 4. 下水道のながれ





# 5. 下水道の管理範囲



※雨水は下水道に流すことはできません。

## 6. 勝山市の下水道(農業集落排水施設)使用料

使用区分	基本使用料 (10m <sup>3</sup> まで)	従量使用料(1m <sup>3</sup> につき)			
		11~30m <sup>3</sup>	31~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup> 超分
一般汚水	1,353	143	165	187	214.5
公衆浴場汚水		69.3			

※税込

※一般汚水で35m<sup>3</sup>使用の場合

$$\{1,353円 + (143円 \times 20m^3) + (165円 \times 5m^3)\} = 5,038円 \text{ (円未満端数切捨て)}$$



# 7. 下水道(農業集落排水施設)使用料改定の推移

改定年度	基本使用料		従量使用料(1 m <sup>3</sup> につき:円)				備 考
	水量(m <sup>3</sup> )	料金(円)	11m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup>	31m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup>	51m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup> 超分	
昭和60年	10	1,000	100	120	130	160	
平成10年	10	1,110	111	133	144	178	引上率11%
平成22年	10	1,230	130	150	170	195	引上率12.6%

(税抜)

# 8. 県内自治体の下水道使用料について(一般汚水)

32

	(円)																					
	8	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	200	400	600	1,000	10m <sup>3</sup>	順位	25m <sup>3</sup>	順位	100m <sup>3</sup>	順位	
福井市	1,050+11 (㎡あたり)		122		138		161			208		222		230		1,160 (1,276)	5	1,880 (2,068)	2	12,910 (14,201)	2	
敦賀市	1,140+6 (㎡あたり)		126		150		174		198		224	245					1,200 (1,320)	6	1,890 (2,079)	3	14,220 (15,642)	5
小浜市	1,350	160	185		200		210					225					1,670 (1,837)	10	4,445 (4,889)	10	19,870 (21,857)	10
大野市	1,520 (メーター使用料 120円含むφ13 mm)		150		160		170					180					1,520 (1,672)	9	3,820 (4,202)	9	16,320 (17,952)	9
勝山市	1,230		130		150		170					195					1,230 (1,353)	7	3,180 (3,498)	7	15,330 (16,863)	7
鯖江市	1,060		42	169		182					194		207			1,060 (1,166)	1	2,325 (2,557)	4	15,780 (17,358)	8	
あわら市	1,400		135		145		155					165					1,400 (1,540)	8	3,425 (3,767)	8	14,750 (16,225)	6
越前市	1,100			133			162			177	192	206		1,100 (1,210)	2	1,765 (1,941)	1	12,900 (14,190)	1			
坂井市	1,100		120		130		150					170					1,100 (1,210)	2	2,900 (3,190)	5	13,600 (14,960)	3
永平寺町	1,100		120		130		150					170			185		1,100 (1,210)	2	2,900 (3,190)	5	13,600 (14,960)	3

※敦賀市は令和3年10月からの改定分を記載

( )書きは税込